

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 20 期 2022 年 7 月 1 日 から 2023 年 6 月 30 日まで

2023 年 8 月 30 日提出

監査法人名：RSM 清和監査法人

所在地：東京都千代田区飯田橋一丁目 3 番 2 号

代表者：戸谷 英之

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(監査法人の目的)

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談

(沿革)

- 2002 年 3 月 : 設立
- 2006 年 9 月 : 名称を東京国際監査法人から清和監査法人に変更
- 2008 年 1 月 : 所在地を千代田区から港区に変更
- 2009 年 3 月 : 目的に財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談を追加
- 2010 年 1 月 : 神戸事務所（所在地：兵庫県神戸市中央区）を設置
- 2010 年 10 月 : 東京事務所の所在地を港区から千代田区に変更
- 2017 年 7 月 : 名称を清和監査法人から RSM 清和監査法人に変更

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

(監査証明業務)

当監査法人は、金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査、社会福祉法人監査等の法定監査の他、任意監査を含めて幅広く監査業務を実施しています。2023 年 6 月 30 日現在、被監査会社数は 133 社（上場会社 23 社を含みます。）となっています。2023 年 6 月期の監査証明業務に係る収入総額は 1,516,507 千円でした。

(非監査証明業務)

当監査法人は、調査業務、包括外部監査業務、レビュー業務、会計・内部統制アドバイザリー業務及びリファードワーク支援業務等の非監査業務を実施しています。

2023 年 6 月期の非監査業務に係る収入総額は 285,542 千円でした。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2023年6月30日現在

| 種別 | 被監査会社等の数 | |
|-------------|----------|---------|
| | 総数 | 内大会社等の数 |
| ① 金商法・会社法監査 | 24 社 | 23 社 |
| ② 金商法監査 | 1 | — |
| ③ 会社法監査 | 25 | — |
| ④ 学校法人監査 | 4 | — |
| ⑤ 労働組合監査 | — | — |
| ⑥ その他の法定監査 | 11 | — |
| ⑦ その他の任意監査 | 68 | — |
| 計 | 133 | 23 |

(4) 非監査証明業務の状況

| 区分 | 対象会社等数 |
|---------|--------|
| 大会社等 | 0 社 |
| その他の会社等 | 101 |

調査業務、包括外部監査業務、レビュー業務、会計・内部統制アドバイザー業務及びリファードワーク支援業務等が主なものとなっています。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(経営の基本方針及び経営管理に関する事項)

当監査法人は、「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」ことを経営理念とし、監査品質の維持、向上を業務運営における最重要課題として取り組んでいます。

当監査法人は、社員会を定期的開催し、経営管理及び業務運営を行っています。上記の経営理念の下、社員会において品質管理を最優先に経営管理及び業務運営に関する方針を決定し、重要事項等についてメール又は全体研修によって法人内部に伝達しています。

(法令遵守に関する事項)

当監査法人の社員及び職員は、日本公認会計士協会の倫理規則を尊重し、趣旨及び精神を正しく理解し、法令遵守に取り組むこととしています。法令遵守に関する措置として、定期的な研修会における倫理研修の実施及び遵守違反に対する内部通報制度を設け、運用しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 品質管理に関する責任

当監査法人の理事長は、「監査に関する品質管理基準」、「品質管理基準報告書」及び「RSM Quality Assurance and Risk Containment Policies (RSM QARC Policies)」に準拠し、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っており、理事長の指揮のもと、当監査法人の品質及びリスク管理に関する体制の整備及び運用上の責任を、品質管理担当責任者に割り当てています。

当監査法人は、「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」を経営理念として掲げ、当監査法人の品質及びリスク管理に関する方針及び手続、職業の専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することについて、それぞれを強調する行動とメッセージを事務所内外に向け、明確に一貫して繰り返し発信していきます。

② 独立性保持のための方針の策定

当監査法人は、職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する体制の整備及び運用上の責任を、倫理独立性担当責任者に割り当てています。

(職業倫理の遵守)

当監査法人は、RSM ネットワークの一員として、RSM Ethics and Independence Policies (国際会計士連盟 (International Federations of Accountants : IFAC) の国際会計士倫理基準審議会 (The International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA) が公表する倫理規程に対応し、日本公認会計士協会の倫理規則で追加されている規定を追加したもの) を遵守して行動しています。RSM Ethics and Independence Policies に基づき、当監査法人の全社員及び職員を対象として、入社時及び毎年 7 月 1 日の定期確認時に、職業倫理に関する方針及び手続を理解し遵守していることを確認するとともに、定期的で開催している研修会において、職業倫理に関するコンテンツを受講することとしています。

(独立性の保持)

当監査法人は、被監査会社に対する同時提供禁止義務等を定めている RSM Ethics and Independence Policies のほか、公認会計士法等の我が国における職業倫理に関する規定を遵守しています。

また、当監査法人は、RSM が整備した全世界の被監査会社及びその関連事業体を登録したデータベース (RSM InTrust) を RSM ネットワークで共有しており、独立性の保持が要求される被監査会社及びその関連事業体を適時に検索・照会し、被監査会社及び

その関連事業体に対して禁止される非監査業務の同時提供を防止しています。この RSM InTrust の登録の網羅性及び正確性を保持するため、品質管理部においてモニタリングするとともに、RSM International によるモニタリングも実施されています。当該モニタリングで問題又はその可能性が高いと判断される事象を識別した場合には、適時に是正することとしています。

倫理独立性担当責任者は、当監査法人、当監査法人と支配従属関係にある会計事務所等及びネットワーク・ファーム並びに当監査法人の専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、入社時及び毎年7月1日現在において独立性の保持のための方針及び手続の遵守による確認書として、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」等を用いて独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めることとしています。さらに、個別の監査業務において、監査責任者は、当監査法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめ、監査調書に記録しています。

独立性の検討に際し相談事項が生じた場合には、倫理独立性担当責任者のもとで倫理独立性サポート課を設置しており、随時コンサルテーションを受けることができる体制となっています。個別の監査業務において、独立性に関する問題が生じた場合には、当該コンサルテーションの結果を監査調書に記録し、審査により承認を得ることとなっています。また、必要に応じて RSM International の事務局と課題を共有し、協議し、解決する仕組みとなっています。

当監査法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、公認会計士法等及び職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守するように、「担当者の長期間の関与に関する指針」において、大会社等及びそれ以外の監査業務における連続関与可能期間及び担当する役割に応じたクーリングオフ期間並びに状況に応じたセーフガード措置について詳細に定め、運用しています。また、倫理独立性サポート課によりローテーション表を整備、運用しており、毎月の社員会にて審議しており、当該指針の遵守を確認しています。

③ 監査契約の新規の締結及び更新

（契約の新規の締結）

当監査法人は、監査契約の新規締結審査に先立ち、「新規受嘱時の契約リスク評価に関する基本方針」に基づき、①倫理・独立性関係、②企業に関する情報及び③監査資源に関して一定の基準を設け、審査手続に進む前に、社員会において判断すべき重要事項がないことを確かめることとしています。次に、当監査法人、全社員及びネットワーク・ファームが独立性を保持していることを確かめます。

上記手続を経て、原則として上級審査会により、受嘱責任者及びその補助者が実施した契約リスクの評価（業務の性質と状況、企業及び経営者の姿勢及び不正リスク等の評価を含む。）に関して監査契約の新規締結審査を実施し、承認することとしています。

（監査契約の更新）

監査契約の更新に当たっては、当該監査業務の審査担当社員による承認を必要とすることとしており、一定の条件に照らし契約リスクが高い場合には、上級審査会による審査により承認することとしています。

④ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

（採用）

当監査法人は、専門要員の採用に関する責任を担当社員に割り当てており、当監査法人における予想成長率、離職率、昇進、退職及びその他の要因を予測した年間採用計画をもとに、当監査法人の品質管理システムの一部として、高品質の監査業務を遂行し、業務の実施又は責任の遂行のために必要な能力及びコンピテンシーを有した誠実な者を採用することとしています。

（教育・訓練）

当監査法人は、研修に関する責任を担当社員に割り当てており、RSMの研修と継続的な専門能力開発に関する方針のもと、当監査法人の毎年の研修計画を立案、実行しています。また、各専門要員がそれぞれの役職と業務におけるニーズに適したOJTを受けられるよう環境を整備しています。研修の履修結果は、品質管理部研修課が総合的に管理しており、継続的専門能力開発制度で必要とされる以上の単位数を取得していることを確認しています。

（評価）

当監査法人は、専門要員の能力の開発と維持及び職業倫理の遵守に正当な評価と報酬を与える方針と手続を策定し、運用しています。専門職員については、品質管理活動、知識、業務能力、コミュニケーション能力、ビジネススキル、勤務姿勢、及び組織活動等その他の評価項目に関し、定期的な人事考課を実施し、その結果に基づき昇格及び報酬を決定しています。社員については、品質管理活動に最も重点を置いて評価を行い、その結果を社員報酬に反映しています。

(監査実施者の選任)

業務執行社員の選任は、その業務を遂行するために必要な能力、権限及び十分な時間を有していることを確認の上、割り当てています。そのため、業務執行社員が、その責任を適切に果たすために十分な時間を確保できるよう、業務執行社員の業務量及び稼働率を監視するプロセスを整備し、運用しています。

補助者の選任に当たっては、当該業務において求められる専門的知識や経験といった能力の他、業務に従事する継続性及び当該職員の他の業務内容との兼務状況といった要素を考慮し、割り当てています。

⑤ 業務の実施及びその審査

(監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続)

当監査法人は、RSM Internationalの一員として、RSM Orb Global Audit Manualの要求事項を遵守し、監査業務を実施しています。このRSM Orb Global Audit Manualは国際監査基準の要求事項に準拠しています。当監査法人では、職業的専門家としての基準又は法令等の要求事項に従うために、RSM Orb Global Audit Manualを補足する目的で、別途、監査マニュアルを整備し、運用しています。また、当監査法人では、監査品質の維持及び向上を目的として、品質管理部監査業務サポート課において、監査マニュアルや監査調書様式を開発・改定し、使用しています。

(専門的な見解の問合せの方針及び手続)

当監査法人は、会計基準等の解釈に係る専門的な見解の問合せを担当する専門部署として品質管理部調査研究課を設置しており、RSM Orb Global Audit Manualでの解釈に係る問合せ先として同RSM Orb課、並びにその他の監査基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導を行う相談窓口を設置し、各個別業務の支援を行っています。

(審査の方針及び手続)

当監査法人は、原則として、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見の形成のための監査業務に係る審査を実施することとしています。なお、大会社等以外の監査業務で、監査報告の対象となる財務諸表の社会的な影響が小さく、かつ、監査報告書の利用者が限定されている監査業務のうち、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）である監査業務については審査を実施しないことができるものとしています。

なお、審査は、監査関与先ごとに選任された審査担当社員により実施しますが、重要な事項については、上級審査会による審査を受審しなければならないこととしてい

ます。また、審査担当社員についても、業務執行社員と同様に担当業務ローテーションの対象としており、「担当者の長期間の関与に関する指針」において連続関与可能期間及びクーリングオフ期間を定め、運用しています。

(監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続)

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合には、上級審査会を開催し、上級審査会において解決を図ることとしています。なお、判断の相違が解決しないまま、監査報告書は発行できないこととしています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、2020年12月21日より特定社員制度を採用しており、社員会を始めとする、法人の重要な意思決定機関に占める公認会計士である社員の割合を75%以上としています。また、当監査法人は、特定社員に関する権利義務を定め、特定社員が補助者として関与する場合を除き、監査証明業務への従事を禁止しています。

(4) 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査を受けた年月
(改善状況の確認) 2023年2月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であることの確認
業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置は適正である。
責任者 代表社員 戸谷 英之

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）

又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する次

に掲げる事項

- (1) 提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称

RSM International

- (2) 提携を開始した年月

2010年5月

- (3) 業務上の提携の内容及びネットワーク及びその取り決めの概要

当監査法人は、RSM International のネットワークの一員として、下記を共有しています。

- ✓ 品質管理の方針及び手続（RSM International が開発したシステム及びデータベース等を含む）
- ✓ ブランド名
- ✓ 事業戦略

上記に基づき、メンバーファーム相互の関与先の紹介及び費用の分担を行い、また、品質管理の方針及び手続について、定期的に Global Inspection を受けております。

二. 社員の概況に関する次に掲げる事項

1. 社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計 |
|-------|------|-----|
| 16人 | 0人 | 16人 |

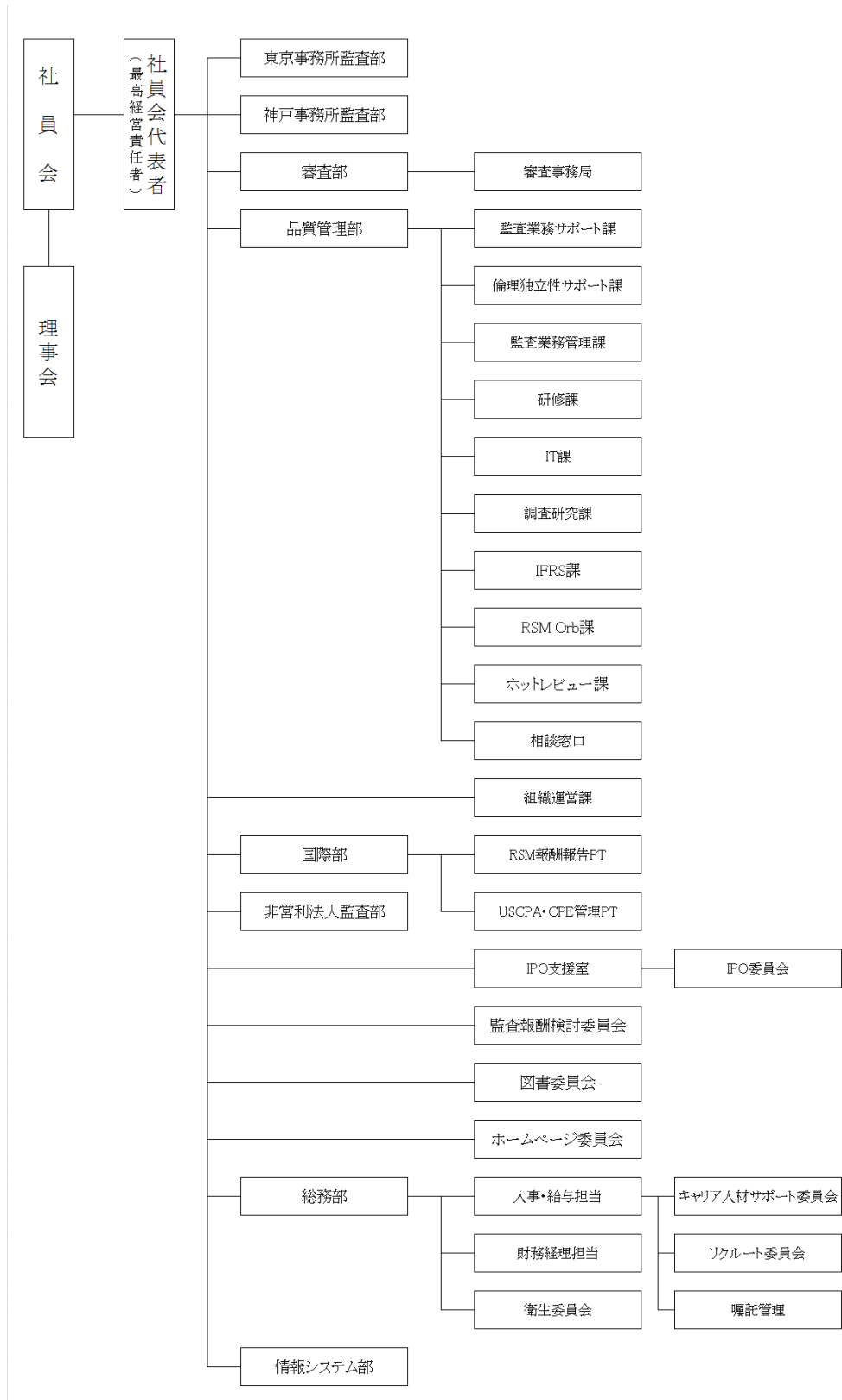
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的 | 合議体の構成 | | |
|--------|-------------------------|--------|------|-----|
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 |
| 社員会 | 当法人の重要な意思決定に関する事項を協議する。 | 16人 | 0人 | 16人 |

三. 事務所の概況

| 名称 | 所在地 | 当該事務所に勤務する者の数 | | | |
|-------|-----------------|---------------|------|-----|---------------|
| | | 社員 | | | 公認会計士である使用人の数 |
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 | |
| 東京事務所 | 東京都千代田区飯田橋1-3-2 | 12人 | 0人 | 12人 | 48人 |
| 神戸事務所 | 兵庫県神戸市中央区海岸通8 | 4人 | 0人 | 4人 | 5人 |

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況に関する次に掲げる事項

1. 売上高の総額

(単位：千円)

| 期 | 第 19 期 2021 年 7 月 1 日～ 2022 年 6 月 30 日 | 第 20 期 2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日 |
|---------|--|--|
| 売上高 | | |
| 監査証明業務 | 1,185,902 | 1,516,507 |
| 非監査証明業務 | 226,391 | 285,542 |
| 合 計 | 1,412,294 | 1,802,049 |

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

六 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

| 被監査会社等の名称 |
|----------------------|
| 金商法・会社法監査 |
| NKK スイッチズ株式会社 |
| 株式会社アズ企画設計 |
| 株式会社イクヨ |
| ウェルビー株式会社 |
| 株式会社駅探 |
| 株式会社エクストリーム |
| 大崎電気工業株式会社 |
| 株式会社サニーサイドアップグループ |
| 株式会社三機サービス |
| 株式会社サンテック |
| 株式会社ショーケース |
| 株式会社新日本建物 |
| 住石ホールディングス株式会社 |
| センコン物流株式会社 |
| 株式会社ツナググループ・ホールディングス |
| ティアック株式会社 |
| 株式会社テラプローブ |
| 株式会社ドラフト |
| 日本テレホン株式会社 |
| 株式会社博展 |
| 人・夢・技術グループ株式会社 |
| 株式会社ホットリンク |
| 株式会社山田債権回収管理総合事務所 |
| 合計 23 社 |

以 上